

# 特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
32	京都市 公営住宅、改良住宅、特定公共賃貸住宅、都市再生住宅、更新住宅及び小規模改良住宅の管理に関する事務 基礎項目評価書

## 個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

京都市は、公営住宅、改良住宅、特定公共賃貸住宅、都市再生住宅、更新住宅、小規模改良住宅の管理に関する事務における特定個人情報ファイルを取り扱うに当たり、特定個人情報の漏えいやその他の事態発生による個人のプライバシー等の権利利益に与える影響を認識し、このようなリスクを軽減するための適切な措置を講じたうえで、個人のプライバシー等の権利利益の保護を実施していることを宣言する。

特記事項

なし

## 評価実施機関名

京都市長

## 公表日

令和7年5月13日

# I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	公営住宅、改良住宅、特定公共賃貸住宅、都市再生住宅、更新住宅及び小規模改良住宅(以下「公営住宅等」という。)の管理に関する事務
②事務の概要	<p>公営住宅等の入居や同居、入居承継、使用料の減免の承認等の申請窓口において、申請者から個人番号カードの提示等によりマイナンバーの提供を受けた場合について、マイナンバー連携システムを使い、京都市以外の自治体(以下「他自治体」という。)の住民票関係情報(提供を受けたマイナンバーに対応する個人の情報に限る。)、庁内又は他自治体の、地方税関係情報、障害者関係情報、生活保護関係情報を取得するとともに、庁内の住民票関係情報については、住基・税照会システムを使用し、提供を受けたマイナンバーに対応する個人が属する世帯に係る住民票関係情報を取得する。</p> <p>これにより、住民票の写し(住民票記載事項証明書)、課税証明書、身体障害者手帳の写し、精神障害者保健福祉手帳の写し、保護受給証明書、生活保護決定通知書の添付省略を可能とするものである。</p> <p>※ 上記で使用した用語については、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という。)において使用する用語の例による。</p>
③システムの名称	マイナンバー連携システム、住基・税照会システム、中間サーバー
2. 特定個人情報ファイル名	
統合宛名ファイル(住基関係)、統合DB(地方税関係、障害者関係、生活保護関係)	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	番号法第9条第1項 別表の第27の項、第52の項、第93の項 番号法第9条第2項に基づく条例
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[ 実施する ]  <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	番号法第19条第8項及び第9項 番号法第9条第2項に基づく条例
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	京都市都市計画局住宅室住宅管理課
②所属長の役職名	住宅管理課長
6. 他の評価実施機関	
—	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	京都市総合企画局デジタル化戦略推進室 情報公開コーナー 〒604-8571 京都市中京区寺町通御池上る上本能寺前町488番地 TEL 075-222-3215
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	京都市都市計画局住宅室住宅管理課 〒604-8571 京都市中京区寺町通御池上る上本能寺前町488番地 TEL 075-222-3631

9. 規則第9条第2項の適用		[ ]適用した
適用した理由		

## II しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[ 1万人以上10万人未満 ]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和7年4月1日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[ 500人未満 ]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和7年4月1日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[ 発生なし ]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

## III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

## IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[ 基礎項目評価書 ]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書  2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 [ ]委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) [ ]提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 [ ]接続しない(入手) [ ]接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 人手を介在させる作業 [ ] 人手を介在させる作業はない		
人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	住基ネット照会によりマイナンバーを取得するのではなく、申請者からマイナンバーの提供を受け、その上で記載されたマイナンバーの真正性を確認することとしている。	
9. 監査		
実施の有無	[ <input type="radio"/> ] 自己点検	[ <input type="radio"/> ] 内部監査 [ ] 外部監査
10. 従業員に対する教育・啓発		
従業員に対する教育・啓発	[ 十分に行っている ]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
11. 最も優先度が高いと考えられる対策 [ ] 全項目評価又は重点項目評価を実施する		
最も優先度が高いと考えられる対策	[ 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 ]	<選択肢> 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業員に対する教育・啓発
当該対策は十分か【再掲】	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	アクセス権限の管理を行っている。	

## 変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成29年7月24日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の概要	公営住宅等の入居募集時や同居や入居承認の申請窓口において、申請者から個人番号カードの提示があり、マイナンバーを利用する意思を表明した場合について、マイナンバー連携システムを利用して、住民票の写し、地や課税証明書、障害者手帳の写し、生活保護受給証明書等の申請に必要な添付書類の省略を可能とする。  また、公営住宅等及びその付属施設の入居者・使用者の管理のため、マイナンバー連携システムを利用して、住民票情報や地方税(収入)情報を取得し、公営住宅等の家賃又は店舗使用料の減免や明渡指導に使用する。	公営住宅等の入居や同居、入居承認、使用料の減免の承認等の申請窓口において、申請者から個人番号カードの提示等によりマイナンバーの提供を受けた場合について、マイナンバー連携システムを使い、京都市以外の自治体(以下「他自治体」という。)の住民票関係情報(提供を受けたマイナンバーに対応する個人の情報に限る。)、庁内又は他自治体の、地方関係情報、障害者関係情報、生活保護関係情報を取得するとともに、庁内の住民票関係情報については、住基・税照会システムを使用し、提供を受けたマイナンバーに対応する個人が属する世帯に係る住民票関係情報を取得する。  これにより、住民票の写し(住民票記載事項証明書)、課税証明書、身体障害者手帳の写し、精神障害者保健福祉手帳の写し、保護受給証明書、生活保護決定通知書の添付省略を可能とするものである。  ※ 上記で使用した用語については、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という。)	事前	庁内の住基情報については、住基・税照会システムを使用して、マイナンバーに対応する個人が属する世帯に係る住民票関係情報を取得することを追記した(マイナンバー連携システムは、マイナンバーに対応する個人の情報のみで、世帯の情報は取得できない)。また、その他の文言についても全体的に見直しを行った。
平成29年7月24日	I 関連情報 2. 特定個人ファイル名	マイナンバー連携システム、中間サーバー	マイナンバー連携システム、住基・税照会システム、中間サーバー	事前	住基・税照会システムを追記した。
平成29年7月24日	I 関連情報 5. 評価実施機関における担当部署 ②所属長	住宅管理課長 宇多川 和彦	住宅管理課長 松下 重志	事前	所属長の変更のため、時点修正を行った。
平成29年7月24日	II しきい値判断項目 1. 対象人数 2. 取扱者数 の、いつ時点の計数か。	平成28年11月1日時点	平成29年7月21日時点	事前	しきい値判断に当たり、直近の計数を使用した。
令和4年7月1日	全項目	、	、	事後	令和4年6月24日付け 文書作成の要領について(依命通達)の反映
令和7年4月1日	I 関連情報 3. 個人番号の利用 法令上の根拠	番号法第9条第1項 別表第一の第19の項、第35の項、第61の2の項 番号法第9条第2項に基づく条例	番号法第9条第1項 別表の第27の項、第52の項、第93の項 番号法第9条第2項に基づく条例	事後	
令和7年4月1日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	番号法第19条第7項 別表第二の第31の項、第54の項、第85の2の項 番号法第9条第2項に基づく条例	番号法第19条第8項及び第9項 番号法第9条第2項に基づく条例	事後	
令和7年4月1日	所属長名を所属長の役職名に変更	所属長名	所属長の役職名	事後	様式の変更があったため。
令和7年4月1日	I 関連情報 5. 評価実施機関における担当部署 ②所属長の役職名	住宅管理課長 松下 重志	住宅管理課長	事後	様式の変更があったため。
令和7年4月1日	I 関連情報 9. 規則第9条第2項の適用	— (項目なし)	様式変更に伴う項目の追加	事後	様式の変更があったため。
令和7年4月1日	II しきい値判断項目 1. 対象人数 2. 取扱者数 の、いつ時点の計数か。	平成29年7月21日時点	令和7年4月1日時点	事後	しきい値判断に当たり、直近の計数を使用した。
令和7年4月1日	IVリスク対策	— (項目なし)	様式変更に伴う項目の追加	事後	様式の変更があったため。